

◆恵庭市移住支援金のご案内◆

東京圏※から恵庭市へ移住した場合

単身 60万円 世帯 100万円

さらに！

18歳未満の方帯同
1人につき
100万円

が支給されます！ ※条件あり

※令和5年4月1日以降に
転入した場合

東京圏
東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
※条件不利地域除く(詳しくはHPまで)



詳細HPは
こちら

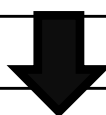


下記の要件(共通+移住前+移住後の要件)に満たしていることが必要です↓

共通

次の①～⑥の要件にすべてに該当していること

- ① 令和2年4月1日以降に恵庭市へ移住したこと
- ② 恵庭市に移住後(就業後)3か月以上1年以内に本申請をしていること
- ③ 本申請日から5年以上、恵庭市へ継続して在住する意思を有していること
- ④ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと
- ⑤ 日本人であること、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること
- ⑥ 申請者(世帯向けの金額を申請する場合には、世帯員を含む。)は、過去10年以内に申請者又は世帯員として移住支援金を受給していないこと



CLEAR

移住前

次の①～③の要件のいずれかに該当していること

- ① 移住前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住していること
- ② 移住前の10年間のうち、通算5年以上、東京圏に在住し、東京23区内への通勤※1をしていたこと※2
- ③ 移住前の10年間のうち、①+②を合算して通算5年以上となること

+

次の①～②のいずれかに該当していること

- ① 移住直前の1年間は連続して東京23区内に在住していること
- ② 移住直前の1年間は連続して東京圏に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと※3

※1…従業者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る

※2…ただし、東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も加算することができる

※3…ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる



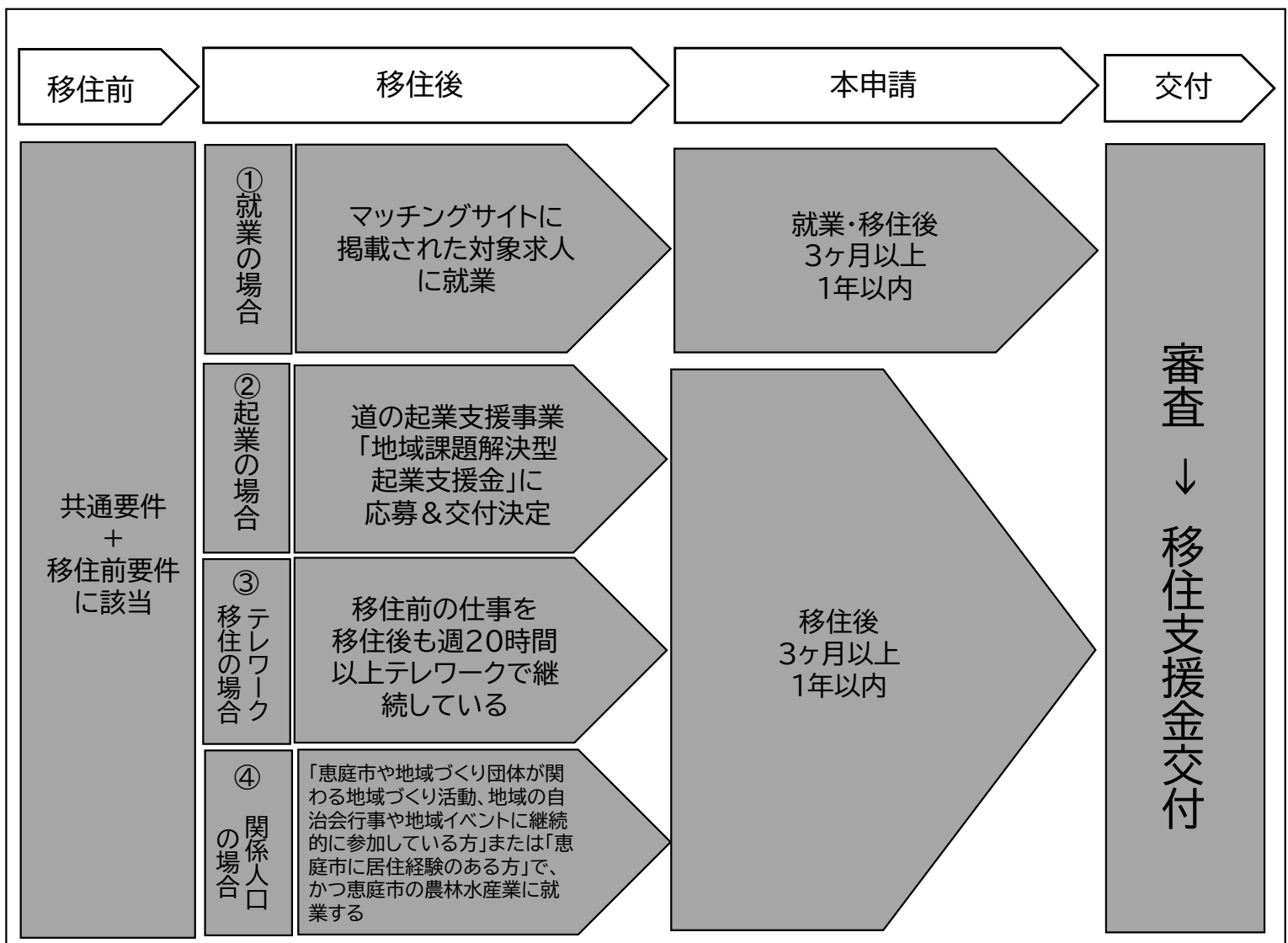
移住後

次の①～④の要件のいずれかに該当していること

- ① 就業・・・北海道のマッチングサイトに掲載の法人に新規就業した方
- ② 起業・・・道の起業支援事業「地域課題解決型起業支援金」の交付決定を受けた方
- ③ テレワーク移住・・・転勤等ではなく、自己の意思により移住し、東京23区での仕事を週20時間以上テレワークにより継続する方
- ④ 関係人口・・・「恵庭市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している方」または「恵庭市に居住経験のある方」で、かつ恵庭市の農林水産業に就業する方

※各要件には一定の条件がありますので、詳しくは窓口までお問い合わせください

申請の流れ



恵庭市移住支援金についてのお問合せ先
 恵庭市 シティプロモーション課
 ☎ 0123-33-3131(内線2334)